

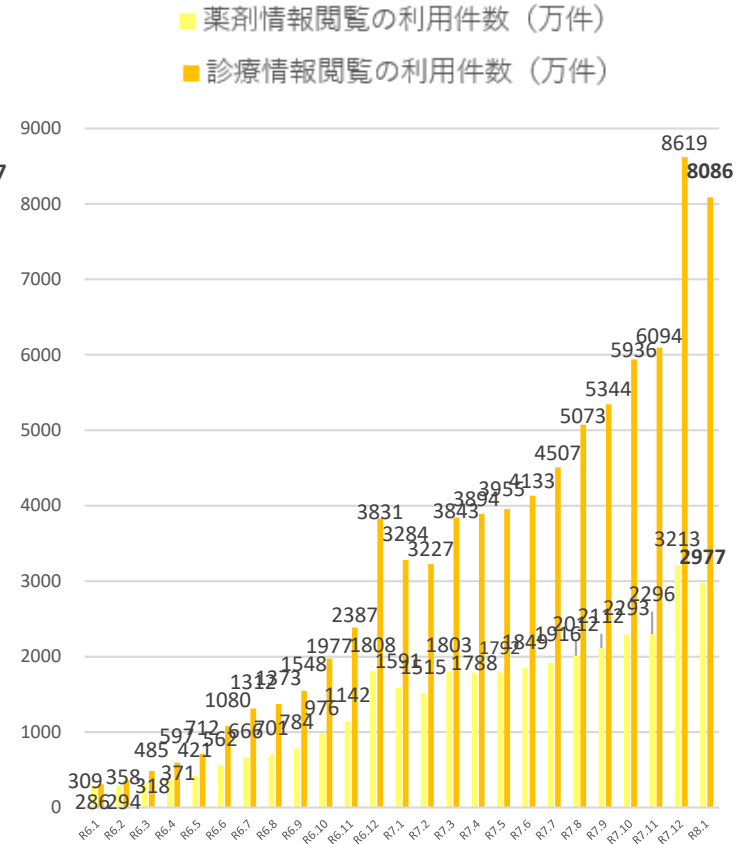
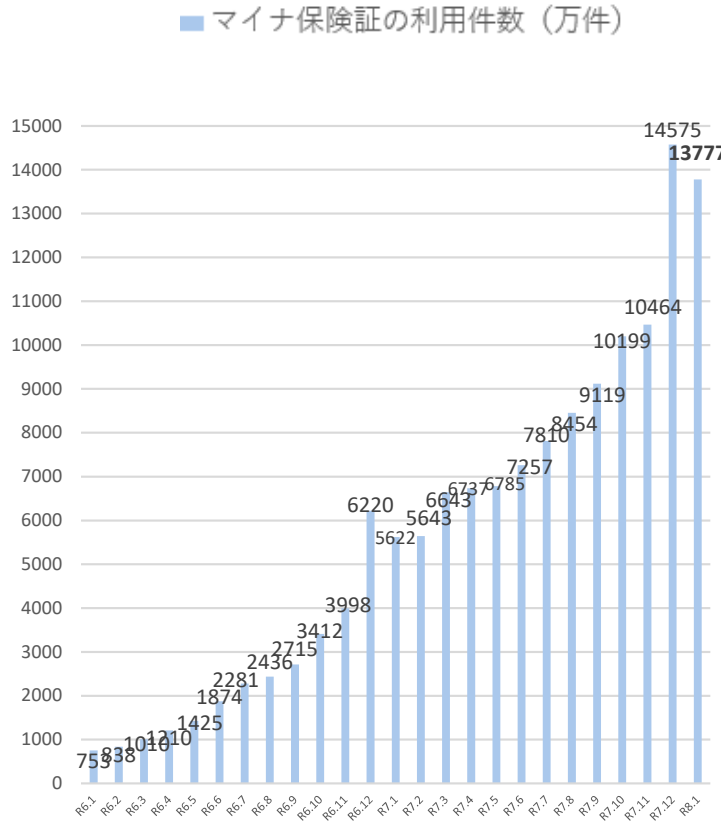
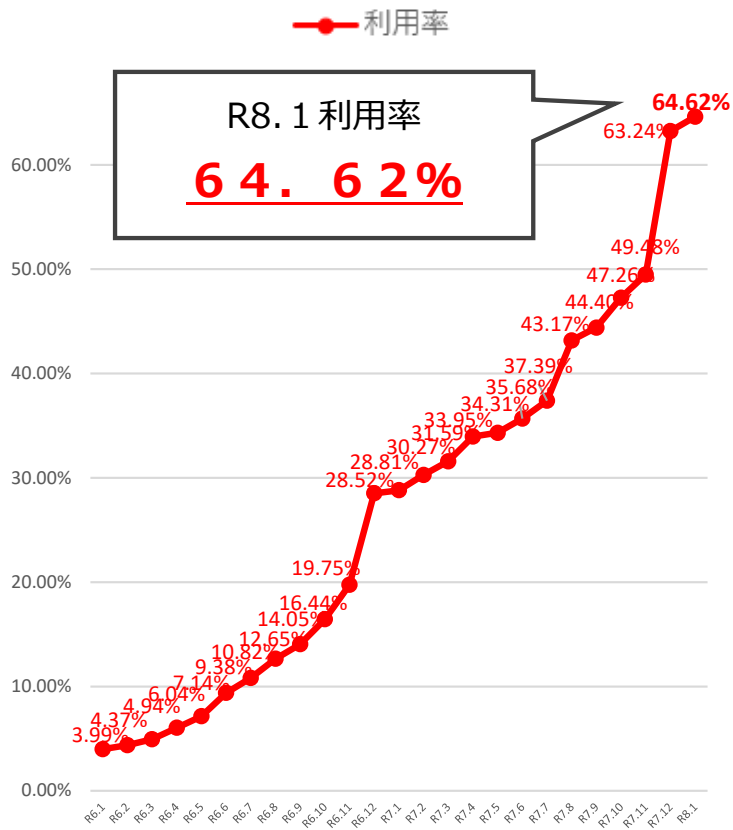
マイナ保険証の円滑な利用について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用人数/レセプト件数



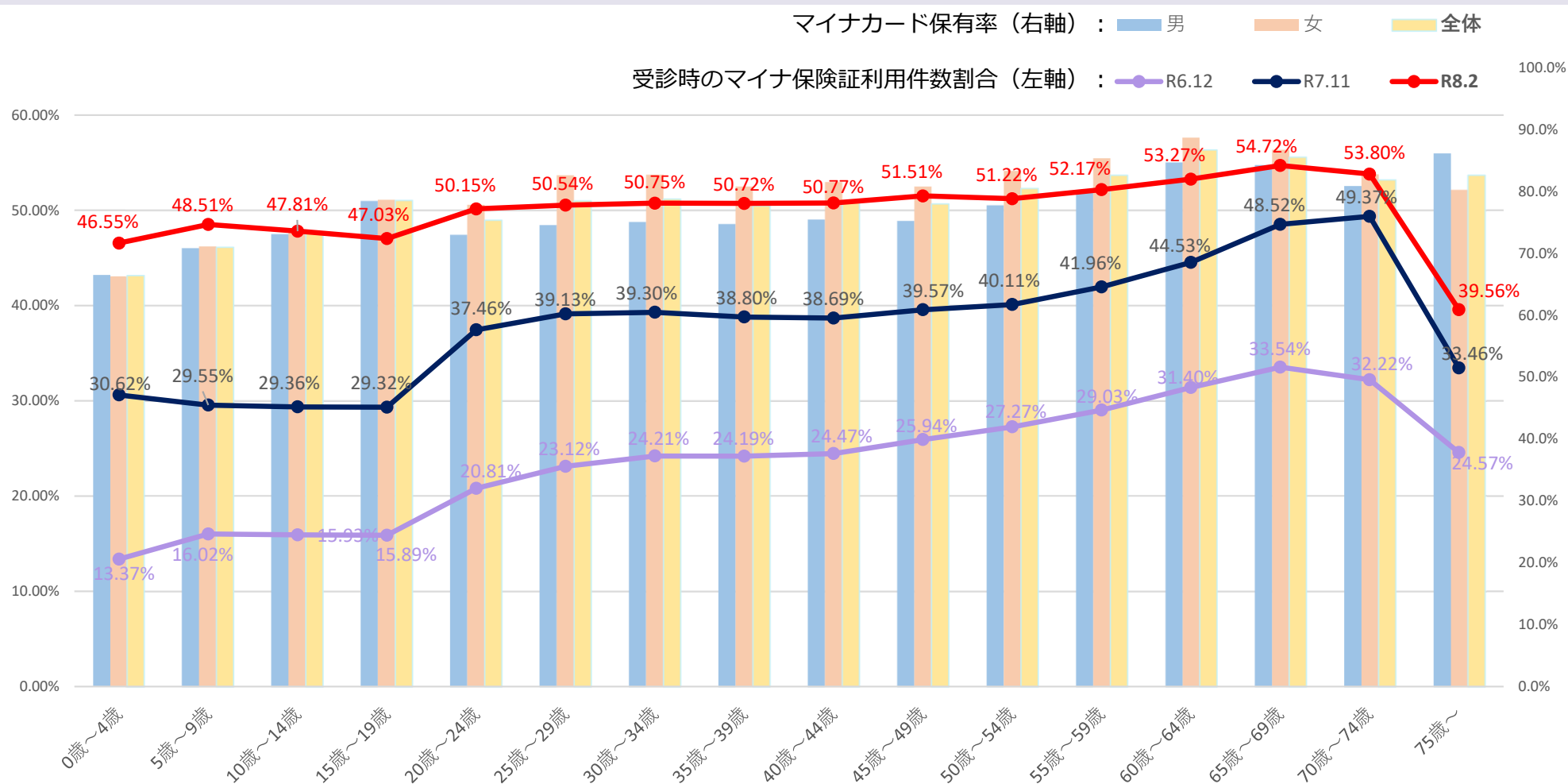
【1月分実績の内訳】

	合計 (人)	マイナンバーカード (人)	資格確認書 (人)
病院	20,716,565	13,582,428	7,134,137
医科診療所	67,795,165	46,018,793	21,776,372
歯科診療所	20,681,611	14,070,180	6,611,431
薬局	58,327,467	34,577,132	23,750,335
総計	167,520,808	108,248,533	59,272,275

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	4,956,528	1,983,352	8,476,145
医科診療所	15,058,540	15,455,631	40,331,014
歯科診療所	4,782,621	3,521,889	5,107,809
薬局	14,770,316	8,810,071	26,943,160
総計	39,568,005	29,770,943	80,858,128

今後のマイナ保険証の利用促進に向けた取組

①スマートフォンのマイナ保険証利用ができる医療機関・薬局の環境整備や、②事業主を通じた入社時からのマイナンバーカードの取得・マイナ保険証の利用の呼びかけを引き続き進めることに加え、③こども医療費等の医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化を進めていくことで、現時点で相対的に利用率が低い若い世代においてもマイナ保険証の利便性・利用体験が向上するよう、利用促進に向けて取り組む。



※受診時のマイナ保険証利用件数割合=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数
 (オンライン診療を除く: 名寄せ前)

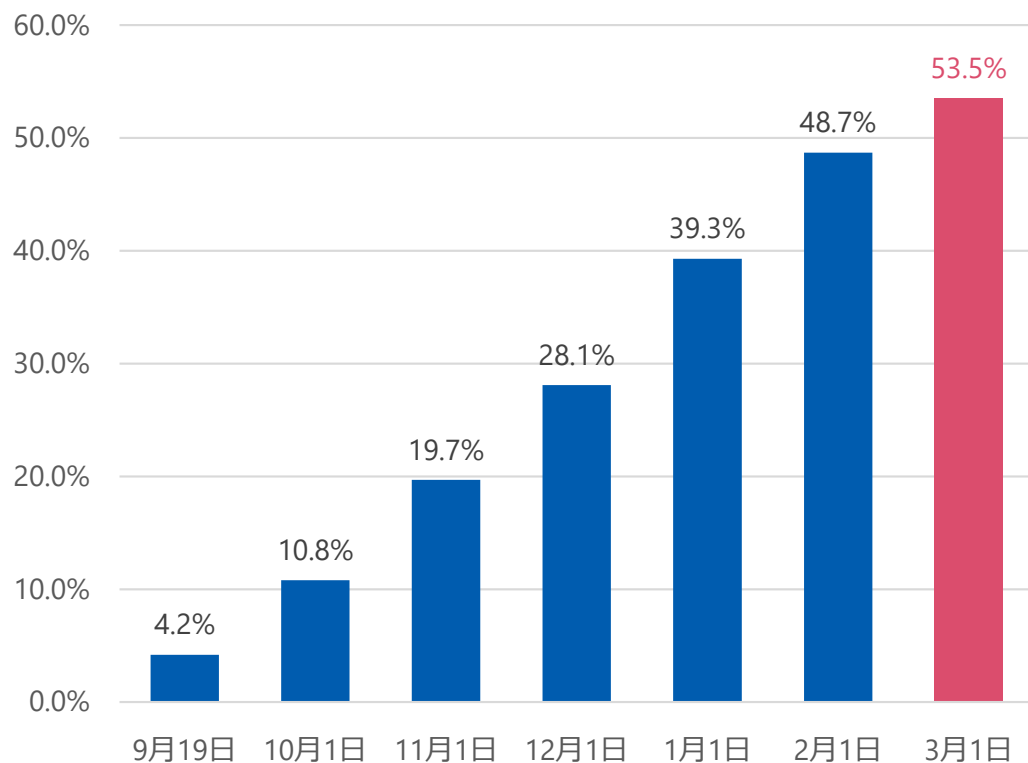
※マイナカード保有率は令和7年9月時点のデータ

参考資料

スマートフォンのマイナ保険証利用 / 次期顔認証付きカードリーダーの状況

- 医療機関・薬局向けの汎用カードリーダーの補助事業を1月末まで実施。スマホの利用開始（R7.9）から約半年で、**約11.7万施設（オン資導入済み施設の約5割以上）でスマホ対応の環境が整備**されている。
- 現行の顔認証付きカードリーダーの保守期限到来（令和8年3月末から順次）に当たり、**次の規格の顔認証付きカードリーダーの仕様を定め、現在メーカーにて開発中、令和8年度から順次発売開始予定**。
- マイナ保険証の利用環境の維持・利便性向上のため、次期顔認証付きカードリーダーを導入する医療機関・薬局に対し、令和7年度補正予算により一部費用の補助を実施（補助率は1/2の予定）。

オン資導入済み医療機関・薬局におけるスマホ対応済み施設割合



次期顔認証付きカードリーダー

- ・単独でスマホの読み取りが可能
- ・テンキーに対応
- ・音声案内が可能



① キヤノンマーケティングジャパン

② パナソニックコネク

注) このほか、リコージャパン社も開発中

- ✓ マイナンバーカードを活用した医療費助成（公費負担医療・地方単独医療費助成）の効率化については、デジタル庁においてオンライン資格確認に必要なシステムが設計・開発・運用されるとともに、**令和5・6年度に183自治体（22都道府県、161市町村）が先行実施事業**に参加。
- ✓ メリットを全国規模で広げていくため、「医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）」「医療法等改正法」等に基づき、**順次、参加自治体を拡大し、令和8年度中に全国規模での導入を目指す**。
- ✓ その上で、安定的な実施体制の整備のため、**支払基金又は国保連において、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用等の業務を実施する体制を整備**する（令和9年度より）

公費負担医療※のオンライン資格確認に係る業務を自治体等から支払基金又は国保連に委託

※ 障害者総合支援法に基づく精神通院医療・更生医療、難病法に基づく特定医療費、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費など



支払基金又は国保連において、システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施

※ 上記業務に要する費用については、生活保護のオンライン資格確認の費用負担等を勘案し、医療費助成の実施主体である自治体（都道府県・市区町村）等が負担する方向で調整を進める。

◎ 想定されるメリット

- ✓ 紙の受給者証を持参する手間が軽減するとともに、紛失リスクがなくなり、持参忘れによる再来院も防止。【患者、自治体】
- ✓ 医療保険の資格情報及び受給者証情報の手動入力の負荷をセットで削減できる。【医療機関・薬局】
- ✓ 正確な資格情報に基づき請求を行えるため（資格過誤請求が減少）、医療費の請求・支払に係る事務負担が軽減。【医療機関・薬局、自治体】
- ✓ 医療費助成の資格確認に関する事務負担や自治体への照会が減少。受給者証忘れによる償還払いの事務も減る。【医療機関・薬局、自治体】
- ✓ マイナ保険証の利便性向上によって、マイナ保険証の利用が促進され、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療の提供が図られる。【患者、自治体、医療機関・薬局】

※ : 医療法等改正法において規定している事項



事業主を通じたマイナ保険証の利用促進

入社時点からマイナンバーカード・マイナ保険証の利用が定着するよう、内定段階から、事業主から本人に対して、

- ・円滑な加入手続のためのマイナンバーの提出とともに、
- ・マイナンバーカードの取得やマイナ保険証の利用を呼びかけるなど、

ライフステージの変化に応じて自然とマイナ保険証を利用いただくような取組を、関係団体と連携し、事業主に対して周知。

事業主から内定者への
マイナンバー提出の呼びかけに活用するチラシ(例)

この春入社を控えている
内定者のみなさまへ

入社前にマイナンバーの提出をお願いします

入社後、早期にマイナ保険証が利用可能となります

- ◆ 通常、入社後、健康保険証が発行されるまでには一定の手続き期間が必要です。
- ◆ マイナ保険証は、入社前に事業主へマイナンバーを提出いただくことで、入社後、早期に医療機関で使えるようになります。
- ◆ 前もって利用の手続きを進めるために、マイナンバーの情報が必要となりますので、お早めの提出をお願いします。

マイナ保険証とは

- ◆ マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。
- ◆ 令和6年12月2日から、現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
- ◆ マイナ保険証は、過去のお業情報や健康診断の結果に基づくより良い医療を受けられ、また、これまでの保険証に比べ自己負担も低くなります。医療機関の受診の際は、ぜひ積極的にご利用ください。

提出いただいたマイナンバーの流れ

就職・転職の際

あなた → 事業主 → 健保組合

個人番号を提出 → 個人番号を記載して提出 → オンライン資格確認システムへ登録

オンライン資格確認システムに登録が完了すると

あなた → 医療機関等

マイナ保険証で受診 → オンライン資格確認システムで受診

医療費の3割負担で済みます
(医療費の7割は健康保険が負担します)

提出された個人番号は、事業主から健保組合に提出され、オンライン資格確認システムに登録されます。内定段階でマイナンバーを提出することで、登録手続きを前もって進めることができます。(事業主が内定者からマイナンバーを収集することは認められています。)

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。

マイナンバーカード 保険証利用 検索

株式会社〇〇〇〇

